

TRY Fitness & Sports Space 会員規約

第1条（目的）

TRY Fitness & Sports Space（以下「本施設」といいます。）は、会員（本規約第4条所定の手続を経て契約を締結された方をいいます。以下同じです。）が本施設を構成する各種サービスゾーンを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第2条（会員制）

本施設は、会員制とします。

会員による本施設の利用範囲、条件、および施設運営システム（会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。）については、別に定めます。

第3条（入会資格）

本施設の入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

各会員種別において別途定める資格を満たすこと。

本施設の利用に堪え得る健康状態であることを申告いただくこと。

本規約に同意いただくこと。

暴力団関係者でないこと。

過去に本規約の違反行為をされていないこと。ただし、違反された方であっても、違反事由が解消された場合等で、本施設が検討した結果、入会資格を認めることがあります。

会員は、本施設に対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないことを保証します。

暴力団

暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）

暴力団準構成員

暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者

その他前各号に準ずるもの

会員は、本施設に対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後も行う予定がないことを保証します。

会員は、本施設に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。

会員は、本施設に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

暴力的な要求行為

法的な責任を越えた不当な要求行為

取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

風説を流布し、偽計または威力を用いて本施設の信用を毀損し、または本施設の業務を妨害する行為

その他前各号に準ずる行為

第4条（入会手続）

本施設に入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本施設が承諾したときに、本施設との契約が成立し、本施設の会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。

前項に定める入会申込を行った場合であっても、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。

会員は、入会后、本施設から本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本施設は、会員がその求めに応じない場合、当該会員の本施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第7条第1

項に定める諸費用を支払います。

未成年の方が入会しようとするときは、本施設が特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本規約に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。

未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第5条（届出内容変更手続）

会員は、入会申込に記載した内容その他本施設に届け出た内容が正確であることを保証します。

本施設は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

会員は、入会申込に記載した内容その他本施設に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。なお、住所などの変更があった場合、本施設が調査することに同意します。

本施設より会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本施設からの通知が延着しましたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに本施設からの通知が会員に到達したものとします。

第6条（個人情報保護）

本クラブは、本施設の保有する会員の個人情報を、本施設が別途定める「個人情報保護方針」および「お客さまの個人情報取扱いに関するお知らせ」にしたがって管理します。

第7条（諸費用）

会員種別毎の会費を含む諸費用（以下「諸費用」といいます）は、別に定めます。

会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本施設が指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。

一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本施設が認める理由がある場合を除き、返還しません。

第8条（会員たる地位の相続・譲渡）

本施設の会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第9条（会員以外の施設利用）

本施設は、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本規約を適用します。

第10条（諸規則の遵守）

会員は、本施設の施設の利用にあたり、本会則その他本施設の定める諸規則を遵守し、本施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます）の指示に従うものとします。

第11条（禁止事項）

会員は、次の行為をしてはいけません。

他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本施設を誹謗、中傷すること。

他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。

大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。

物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。

本施設の器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。

他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。

正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。

痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。

刃物など危険物の館内への持ち込み。

館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。

高額な金銭、物の館内への持ち込み。

本施設内の秩序を乱す行為。

自らの会員資格を他人に貸与したり、使用させる行為。

その他、本施設が会員としてふさわしくないと認める行為。

第 12 条（禁止事項による損害賠償の請求）

会員は、禁止事項を行い、本施設に損害を加えた場合はその損害を賠償しなければなりません。なお、退会した後も第 11 条に定める禁止事項を行い本施設に損害を加えた場合も同様とします。

第 13 条（損害賠償責任免責）

会員が本施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本施設は、当該損害に対する責を負いません。

会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本施設は、一切関与せず責任を負いません。

第 14 条（持込物に関する責任）

本施設は、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。

本施設は、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

本施設は、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。

第 15 条（会員の損害賠償責任）

会員が本施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本施設または他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第 16 条（休会）

本施設の一部の会員種別においては、休会制度があります。休会を希望する前月の 10 日までに申し出頂き、所定の手続きが完了することにより適用します。

第 17 条（退会）

会員は、自己都合により退会するときは、退会を希望する月の 10 日までに申し出頂き、所定の手続きが完了することにより、退会（以下「退会日」といいます。）できるものとします。なお、会員は本施設に対し未払い費用がある場合は、退会日までにその費用を支払う義務を負います。

第 18 条（施設の利用制限・禁止、契約解約）

本施設は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第 7 条第 1 項に定める諸費用を支払います。

第 3 条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。

本規約その他本施設の定める諸規則に違反したとき。

支払方法の設定が確認できないとき（会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします。）。

破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。

筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。

感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。

医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。

妊娠していることが判明したとき。

法令に違反したとき。

その他、本施設が会員としてふさわしくないと認めたとき。

前項に基づき本施設が本規約に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本施設はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第 19 条（施設の休業および閉鎖）

本施設は、定期休業日を設定することができます。

本施設は、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。

天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。

施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。

判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があったとき。

社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。

その他、本施設が営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

前二項の場合、法令の定めまたは本施設が認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。

本施設は、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、会員に対しその旨を告知または通知します。

第 20 条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について）

本施設は、本規約に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、本施設が必要と判断したときは、会員に対して、告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第 21 条（規約の改定）

本施設は、会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改定した本規約等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第 22 条（告知方法）

本規約における会員への告知方法は、ホームページに掲載する方法とします。

2019 年 10 月 1 日施行

2020 年 2 月 1 日改定

2020 年 6 月 1 日改定

2021 年 6 月 1 日改定

2022 年 11 月 1 日改定

2023 年 5 月 1 日改定

2023 年 12 月 1 日改定

2024 年 1 月 15 日改定

2024 年 10 月 1 日改定

2024 年 12 月 1 日改定